開発委託金回収債権

開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分ごとに時価を算出しております。一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出しておりレベル２の時価に分類しております。

また、貸倒懸念債権等特定の債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としていることから、レベル３の時価に分類しております。

長期性預金

長期性預金は、利率が固定されているデリバティブ内蔵型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は入手できる最新の預金金利で割り引いて算出した価額及び取引金融機関から提示された価格を用いて算出しており、レベル２の時価に分類しております。

６．固有の表示科目について

開発委託金

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第１項第１号に規定する医療分野の研究開発のうち、医療分野研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム及び医療研究開発革新基盤創成事業として企業等に委託し、支出した金額としております。

開発委託金回収債権

開発委託金のうち、研究開発の成功・不成功又は目標達成・未達に応じて企業等より返還されることが確定した金額としております。

開発委託損失

開発委託損失については、医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）において、研究開発終了時に目標未達となった場合に開発委託金の返還を一部免除するというスキームにおいて発生した事業費用として確定した金額としております。

７．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	223,364,354,254円
自己収入等	△　2,740,687,274円
法人税等及び国庫納付額	△　1,099,807,668円
機会費用	2,184,139,997円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	221,707,999,309円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

②　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国または地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年９月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
東関東自動車道水戸線（茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで）	茨城県潮来市築地から 茨城県潮来市築地まで 茨城県潮来市清水から 茨城県潮来市清水まで 茨城県行方市石神から 茨城県行方市石神まで 茨城県行方市青沼から 茨城県行方市青沼まで 茨城県行方市中根から 茨城県行方市中根まで	新設工事	令和８年10月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 24 号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑶に基づく社会実験として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年９月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．料金公告１．⑶に基づく社会実験に係る公告

首都高速道路株式会社における社会実験「道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置」に関する割引

１．割引をする自動車

平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」（以下「事業許可」という）のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間１．⑴④イ㈡を適用する自動車のうち、中型車、大型車及び特大車。

２．割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、事業許可１．⑴④イ㈡のうち「上限料金の引下げに係る割引」を「有料道路の料金に係る社会実験（道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置）」に読み替えて算出した額とする。

３．実施する期間

令和８年10月１日から令和９年６月30日まで

４．割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、事業許可１．⑵に定める割引を適用するものとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和８年９月30日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

３．［３］⑵③のうち、「令和８年９月30日」を「令和８年12月31日」に改める。

３．［３］⑶③のうち、「令和８年９月30日」を「令和９年３月31日」に改める。